愛媛FCサッカースクール規約

第1条　■名称・所在地
本スクールは愛媛FCサッカースクールと称し、事務局を松山市六軒家町2-19とする。

第2条　■目的
本スクールは株式会社愛媛FCの定款に基づき、青少年を対象としたサッカー選手の養成を通じて、青少年の心身の健全な発達と愛媛のスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

第3条　■コース編成
スクールコースは、本スクールの目的を達成するため、コース別にカリキュラムを組む。尚、コースをさらに細分化することがある。

第4条　■指導場所
愛フィールド梅津寺教室・中央公園教室・三越屋上教室・新居浜教室・宇和島教室・西条教室・北条教室・東温教室・伊予教室・県運動公園教室・松前公園教室・朝生田教室にて指導。教室によりコースは異なる。

第5条　■指導日程
スクールコースの指導日、休業日の日程は原則として次の通りとする。
イ　ベーシックコース、プロフェッショナルコース、【月謝型】西条・梅津寺ゴールキーパー（GK）コースは2026年4月～2027年3月31日の間で年間実施回数38回、【参加型】梅津寺GK・小学生（土日祝）コース・大人コース・MIKANスクールは月2～4回程度の開催を基準とする。但し、感染症の流行など、やむを得ず開催できない状況が発生した場合は、開催回数をその都度調整する。なお5月以降に開講する場合は、開催回数が上記とは限らない。
ロ　指導時間はコース・学年別に1回50分～70分、プロフェッショナルコースは80分を単位とする。
ハ　季節により連続休業期間を設けることがある。各コースの年間予定表を参照。
ニ　年度末に翌年度の年間予定を決定する。

第6条　■入会
会員の募集、入会は次の通りとする。
イ　スクールコースは、本スクールの趣旨に賛同した者であれば、年間を通じて入会することができる。但し在籍人数等により募集を一時締め切ることがある。
ロ　入会にあたり、愛媛FCスクール会員管理システムへの登録を指定の期日までに行う。
ハ　プロフェッショナルコースは必要に応じて募集するが、入会できるのはセレクションに合格した者に限る。
ニ　セレクションは既存のプロフェッショナル会員も含め毎年1回、また定員等追加可能とみなした場合には、年度内に再度セレクションを開催することもある。

第7条　■会費等
会費の納入は次の通りとする。
イ　会員は入会時に年度会費、カード発行料、スポーツ保険、月謝(口座引落は3ヶ月分)を、参加型コースは年度会費、カード発行料、スポーツ保険を初回スクール開始日までに納入しなければならない。月謝には月会費・施設使用料が含まれる。納入後の返金は第16条■休会・受講終了・退会により原則として認めない。
ロ　クレジットカードの場合、ご利用可能なカードはVISA,MASTER(DCカード),JCB, AMEX, DINERSとする。月謝は毎月の引落とする。ご請求締切日および引落日はカード会社により異なる。決済承認はクレジット代行会社で行うものとする。
ハ　口座引落の場合、4ヶ月目からの月謝(月会費・施設使用料)を保護者指定の口座より毎月20日（土日祝日の場合は翌営業日）に引落とする。但し、引落口座は伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信金、宇和島信金、東予信金、川之江信金、四国労金、愛媛県信連、愛媛県下農協の金融機関とする。
ニ　参加型コースは参加料（参加した回数分・施設使用料）を翌月引落とする。
ホ　会費の納入が引落日から1ヶ月滞った場合、本スクールは指導を停止、当該会員を退会させることができる。
ヘ　月半ばの入会でも、その月の月謝(月会費・施設使用料)は納入しなければならない。

第8条　■ユニフォーム
ユニフォームについては次の通りとする。
イ　下記コース受講者は、希望者のみの購入で構わない。
【月謝型】年中・年長　【参加型】大人
ロ　下記コース受講者は、ピステ上下セットを除くユニフォーム一式を必ず購入し、着用する。
【参加型】小学生（土日祝）、梅津寺GK
ハ　イ・ロ以外はスクールが定める必須ユニフォーム一式を購入し、着用する。
ニ　ユニフォーム代金は、クレジットカードまたはコンビニ前払いでの支払いとする。
ホ　送料は愛媛FCオフィシャルWEBショップに準じて加算する。
ヘ　ユニフォーム注文後の返品・返金は原則として認めない。

第9条　■負傷時の処置
イ　会員(体験会員も含む)が練習時または試合時に傷病が生じた際には、本スクールが応急処置を行うが、その後の処置・処理について本スクールは責任を負わない。
ロ　傷病発生時のスポーツ保険の手続きは、第10条■保険の通りとする。

第10条　■保険
保険の手続きは次の通り行う。
イ　会員は入会と同時に本スクール指定のスポーツ保険に加入しなければならない。費用は会員が負担する。加入手続きは本スクールが行う。
ロ　事故の場合の補償、責任は保険会社の約定通りとする。
ハ　負傷後の保険の手続きは、保護者からの連絡を受け次第、事務局から保険会社に手続きを依頼する。申請期限は保険会社の約定通りとする。
その後は、保険会社の指示に従い保護者と事務局で処理を行う。

第11条　■住所等の変更
会員は住所・電話番号・メールアドレス等・事務局に届けでている必要事項の変更が生じた場合、速やかにスクール会員管理システムから登録情報を変更しなければならない。

第12条　■出欠管理
イ　スクール生は参加時会員カードを提示し、コーチの端末にかざすことで出席とする。
ロ　欠席する場合、原則実施時間までにスクール会員管理システムから申請を行うこととする。
やむを得ず実施時間に間に合わなかった場合、当日中（23：59）までは申請を受付する。
上記期日までに申請がなかった場合は第13条■振替 振替日を取得できないものとする。
ハ　会員カード紛失時には再発行料500円を徴収する。

第13条　■中止・振替
中止・振替については次の通りとする。
イ　悪天候・施設利用不可の場合による振替については下記の通りとする。
各教室のスケジュールには、振替日とするための予備日を設け、中止となった際には各コーチが予備日を振替日に設定する。その振替日に参加できない場合は、同教室の別曜日や他教室の同コースで振替をとることができる。参加型コースは振替日を設けないが、中止が続くようであれば再度開催予定日を調整する場合がある。
ロ　会員の自己都合による休みの振替については下記の通りとする。
①　同教室の別曜日や他教室の同コースで振替をとることができる。
②　年度内にて会員が日程を調整し消化する。
③　自己都合により休んだ会員の為の新たな振替日は設けない。
④　未消化分に関して、本スクールからの返金はしないものとする。
ハ　中止の最終決定は、全教室、スクールの1時間30分前とする。但し、急な大雨や警報が発令された場合は1時間30分前を過ぎても中止とすることがある。
ニ　中止の連絡は、スクール会員管理システムにて通知をする。
ホ　スクール途中で続行が難しいと判断した場合、時間短縮、もしくは中止とする。但し、スクールが30分以上開催できなかった場合、上記イに記載の通りとする。参加型コースについては、開催予定日をその都度調整する。
ヘ　会員が振替を取る場合、第12条■出欠管理 ロにおける期日までに欠席の申請を行なわなければならない。欠席の申請をもって振替の権限を取得できるものとする。振替日の申請は振替実施日前日までとする。
ト　悪天候等の不可抗力による中止が相次ぎ、予備日に振替日を設けたにも関わらず　第5条■指導日程に記載の年間開催数が消化できなくなった場合、未消化回数分を年度内の別時間帯・曜日に設定する場合がある。さらに消化できなければ返金を行う場合もある。

第14条　■紛失物
スクール時の紛失物は、本スクールは責任を負わない。但し、保護者及び会員より連絡があった場合、また担当コーチが会員の持ち物であると判断した場合は、愛媛FCサッカースクール事務局にて保管する。期間は拾得した日より6ヶ月間とする。

第15条　■喧嘩・争いごと
スクール時間内の会員同士による喧嘩等の仲裁は、スクール中のみとし、その後の処理について本スクールは責任を負わない。

第16条　■休会・受講終了・退会
イ　会員が休会・受講終了・退会する場合は、休会・受講終了・退会する月の前月末日までにスクール会員管理システムから申請を行う。上記の期日に間に合わず、受講終了・退会希望月に翌月分の月謝が引き落とされた場合、返金はしないものとする。既に納入済みの月謝、年度会費、カード発行料、スポーツ保険、ユニフォーム等の返金はしない。
ロ　長期の病気やケガ、また保護者の諸事情により長期間通えない場合、翌月初めから最長3ヶ月間休会を申請することができる。休会する場合は、休会する月の前月末日までにスクール会員管理システムから申請を行う。上記の期日に間に合わなかった場合、申請内容の変更はできないものとする。
ハ　ロにて受付した申請期間を経過すると引落が再開される。
ニ　退会後の振替日参加はできない。欠席による振替は在籍期間中のみのものとする。

第17条　■更新
会員の年度替りの更新は、原則、現所属コースの継続として自動更新となる。ただし、プロフェッショナルコース及び同コースで進級するクラスがない場合は、自動更新せず受講終了となる。年度末での受講終了・休会・退会は、スクール会員管理システムにて申請を行うものとする。
申請期日に間に合わなかった場合の返金は、第16条■休会・受講終了・退会により原則として認めない。

第18条　■除名
イ　本スクールは、諸規約違反や本スクールの名誉を損なう等、会員としてふさわしくないと判断された者を除名することができる。
ロ　本スクール中の進行の妨げや、他会員の練習に悪影響を及ぼす行動が見られた場合、本スクールは当該会員を退会、除名させることができる。
ハ　除名となった者は再入会できないものとする。

第19条■免責
スクール内の諸規則や指導員の指示に従わずに起きた事故、盗難について本スクールは賠償しない。

第20条■個人情報保護
個人情報については、以下の通りとする。
イ　会員の個人情報に関し、クラブ運営、また愛媛FCホームゲームや各種イベント、あるいはこれらに関する各種サービスをご案内する場合に使用するものとする。
ロ　愛媛FCスクールの活動中に撮影されたすべての映像（対象として会員個人の肖像）の全部またはその一部（静止画を含む）は、以下の用途で使用される場合がある。
ただし、使用については、会員がクラブに事前に連絡する事により拒否できるものとする。
・愛媛FCホームページなどのクラブ公式メディアでの使用
・愛媛FCスクールが提供するSNS・販促物等（チラシ）での使用

第21条　■付則
本スクールは必要に応じて随時本規約を改正することができる。また、前各条のうち、コースの細分化、コース別募集人員、入会金、年度会費、月謝(月会費・施設使用料)、指導日程、休業期間等、本規約に定めのない事項について細目を定めることができる。

第22条　■発効
本規約は2003年11月19日より発効するものとする。

第23条　■改定
規約改定日　2026年4月1日